

# 電マニ、一部で義務化

法見直しで  
報告書案

昨年12月15日に東京都内で行われた廃棄物処理制度専門委員会で、法見直しの方向性をまとめた報告書案が明らかとなった。「一定規模以上の特別管理産業廃棄物を取り扱う事業者への電子マニフェスト義務化」や「雑品スクラップの保管・処分について行政機関の一定の規制をかける」といった方針が示された。1月19日までパブリックコメントを実施する。

電子マニフェストの保管・処分をしようと義務化は、一定規模以上の特別管理産業廃棄物を扱う排出事業者と処理業者（収集運搬・中間処理・最終処分）を対象としている。施行までには▽周知期間▽電子マニフェストが使用できない場合の措置▽電子情報組織の登録期限▽虚偽記載の防止に資するシステムの強化▽普及啓発▽経済的負担の軽減などの課題がある。雑品スクラップについては、都道府県等が

## 雑品スクラップに規制

化などを検討している。親・子会社間における自ら処理については、一定の要件に適合する場合、特例的に親・子会社を一体のものとして扱うための措置を検討する。一体のものとする場

許可が取り消された者についても改善命令の対象とし、処理困難通知についても義務付ける。処理基準については特別管理廃棄物に「P O P S 含有産業廃棄物」を定義する。また、太陽電池モジュールについて安定型5品目から除外し、管理型処分場での処分を原則とする。同時にリサイクルに向けた制度的支援や義務的リサイクル制度の活用も検討する。

飛散・流出を防止するなどの処理基準の遵守を求められるような形（規制）を想定している。雑品スクラップの定義や家電リサイクル法・小型家電リサイクル法との二重規制の防止などが課題として残っている。また、バーゼル法との二重手続きの改善に向けては、バーゼル法・廃棄物処理法の輸出確認に関する審査の簡素